



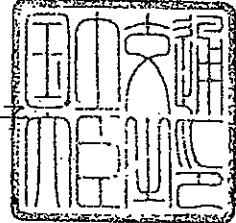
認 定 書

国住指第103号
平成13年2月15日

株式会社 イケダコーポレーション

代表取締役 池田 嘉次 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-0021

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

水溶性チョーク塗装／不燃材料（金属板を除く）

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

水溶性チョーク塗装／不燃材料（金属板を除く）

2. 申請の形状・寸法等

- 1) 形状 平滑（塗布する前は水溶性の液状 乾燥後固形分が定着）
- 2) 塗布量（乾燥後の固形量） 134.3 g/m²以下

3. 申請仕様の材料構成：

1) 水溶性チョーク系塗料

- 上塗り塗料 固形量63.9g/m²以下（有機質量7.0g/m²以下）
 - 塗料^① 固形量56.4g/m²以下
 - 着色材^② 固形量 7.5g/m²以下
- 中塗り塗料 固形量63.9g/m²以下（有機質量7.0g/m²以下）
 - 塗料^① 固形量56.4g/m²以下
 - 着色材^② 固形量 7.5g/m²以下
- 下塗り塗料 固形量 6.5g/m²以下（有機質量6.1g/m²以下）
 - アマニ油、天然せっけん（蜜ろう系）、メチルセルロース、天然ゴム樹脂（ダンマル）、ベネチアカラマツ樹脂、天然樹脂（シェラック）、オレンジピールオイル、パラフィン系炭化水素

塗料及び着色材の組成

①塗料の組成；

チョーク、チタン白、タルカム、天然せっけん（蜜ろう系）、サフラワーオイル、メチルセルロース、シトロンオイル

②着色材の組成；

土壌鉱物顔料、ほう砂、ほう酸、天然ゴム樹脂（ダンマル）、アマニ油、天然せっけん（蜜ろう系）、メチルセルロース、パラフィン系炭化水素、エタノール

2) 下地材

金属板を除く不燃材料で化粧を施さないもの

4. 申請仕様の断面図を図1に示す。

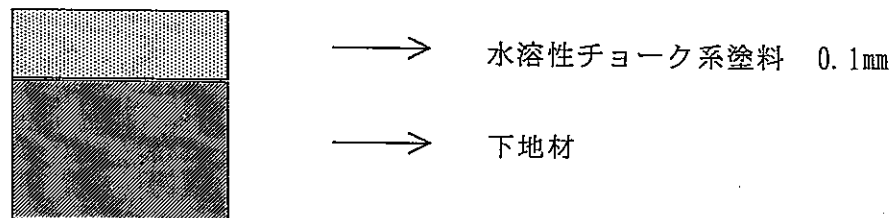


図1 申請仕様の断面図